

## 青峰校区で活動する学生に市営住宅を提供します

### ー市営住宅を活用した学生シェアハウスの入居者募集ー

#### 1 対象団地

市営高良内団地の住戸計2室（2室とも4階）

市営高良内団地7棟（久留米青峰三丁目）

#### 2 申し込み資格

ルームシェアをする2人組で、以下（1）～（5）の全てに該当する者

（1）2名とも以下の高等教育機関のいずれかに在籍すること

ア 久留米大学

イ 久留米工業大学

ウ 信愛女学院短期大学

エ 聖マリア看護学院

オ 久留米工業高等専門学校

（いずれかが離籍する際には両者とも退去していただきます。但し、離籍する日より前に、応募要件を満たす別の学生が入居を申請する場合は、1名が交代することも可能）

（2）2名とも青峰校区で地域活動に参加すること

（4）2名とも保護者の同意が得られること

（5）2名ともそれぞれ連帯保証人が得られること

※留学生で（3）、（4）の規定で入居が難しい場合、別途相談に応じます。

#### 3 申し込み方法

- ・入居を希望される方は、入居申込書（様式1）及び添付書類を以下問い合わせ先に郵送・または持参ください。
- ・先着順で受付します。
- ・ルームシェアをする予定の2人組で申し込みください。
- ・いずれかに代表者となっていただきます。

#### 4 問合せ先（入居申込書の提出先）

〒 830-8520

久留米市城南町 15 番地 3

都市建設部住宅政策課住宅政策チーム

担当者：木下・有吉

電話：0942-30-9139 FAX:0942-30-9743

E-mail：housing@city.kurume.fukuoka.jp

## 5 家賃の支払い方法について

以下の方法でお支払いください。

- ①代表者の口座から毎月引き落とし
- ②代表者へ送付する納付書により、近くのコンビニや金融機関で支払い

代表者と同居者の家賃負担額等については、当事者間で決定してください。

両者間の金銭的トラブル等で家賃の支払いが滞った場合は、両者とも退去いただくこととなります。

例)

納付書を使って、偶数月はAさん、奇数月はBさんが負担する  
毎月Aさんが口座引き落としで全額納め、BさんがAさんに毎月半額を支払う

## 6 遵守事項（違反した場合、退去していただくことがあります）

- ア 同居者同士、団地内の他の入居者同士で円満に生活を行なってください。
- イ 市営住宅の自治会へ参加するとともに、青峰校区まちづくり振興会と連携のうねコミュニティ活動に参加してください。また、3ヶ月に1度、活動報告書を提出してください。
- ウ 団地内では、犬・猫・鳥等動物の飼育はできません。
- エ 団地内では駐車場以外に自動車の駐車はできません。
- オ 住戸内の改造は認めていません。
- キ 家賃は、銀行等の口座振替、若しくは納付書で、毎月の末日まで納めてください。
- ケ 家賃のほかに地域として必要な経費である自治会費や共益費、電気代(防犯灯、階段灯等)、水道料(屋外水栓等)等が必要となります。両者で話し合って納めてください。
- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する場合は入居できません。

(別紙)

○共同住宅での生活マナー

- ・高齢者が多いため、夜間（9時以降）は静かにしてください。（例：会話、各種ゲーム、ギター、麻雀、ステレオ、ダンス、体操、トレーニング、掃除機、洗濯機）
- ・下階に音が響きやすいのでご注意ください。
- ・外部の方の宿泊は原則ご遠慮ください。
- ・火気には十分ご注意ください。たばこを吸われる方は特に気を付けてください。
- ・自転車、スクーターは決められた場所に停めてください。
- ・あいさつを交わしましょう。話かけられたら立ち止まりきちんと受け答えをしましょう。時にはこちらからも話しかけましょう。時間に余裕がある場合は会話に心がけてください。

○入居に際して

- ・保護者（親など）の同意が必要です。
- ・入居決定後に資格審査があります。資格審査に合格した後、入居が可能となります。
- ・四半期毎に活動状況報告書を提出いただきます。
- ・入居後、市営住宅の供給数が不足するなど、住宅市場の影響によって、退去していただく場合があります。

○シェア居住に関して

- ・室内で使用する水道料や電気代等についても、両方で話し合っ電力会社や企業へ納めてください。
- ・必要に応じご相談に応じます。（どちらかの正当性を判断したりするものではありません。）